

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2022年10月11日

イスラエル当局による新型コロナウイルス対応に関する情報提供 10/11

【ポイント】

イスラエルでとられている水際措置について御案内します。これらはいずれも、イスラエル政府の定める指針・規則に基づくもので、今後の感染状況等に応じて随時変更される可能性があります。イスラエルの出入国に関する手続きは、以下の各種リンク等から最新の規制内容等も確認し、対処してください。

(保健省 International Travel)

<https://corona.health.gov.il/en/abroad/>

(住民移民局)

https://www.gov.il/en/departments/news/border_closing_coronavirus_14062020

● イスラエル政府は、10月9日以降にイスラエルに(再)入国する方(イスラエル人及び外国人双方)について、イスラエル入国用フォーム提出(Entry Statement、滞在地出発前10日以内にウェブ上で入力するもの。)及び返信されてくる確認書(コンファメーション)の取得を不要としました。

● 上掲の保健省ウェブサイトの International Travel によれば、イスラエル政府は、イスラエルに(再)入国後10日間の間に体調不良を感じる場合には、PCR検査を受けるよう求めています。

【本文】

1 渡航に先立って確認すべきこと

(1) 日本への帰国・日本からの入国を御検討の方は、乗継地の各種要件を確認する必要があります(例:乗継地で宿泊を要するフライトスケジュールの場合、入国の可否、新型コロナウイルス・ワクチン接種証明又はPCR検査証明提示の要否、隔離の有無等を確認する。)

(2) 新型コロナウイルス・ワクチン接種完了者が制限なく往来可能な対象国は、随時変更されます。イスラエルから日本以外の第三国との往来を検討される方は、航空会社・旅行代理店、それぞれの国の関係当局等で最新の規制状況を確認してください。

2 イスラエル入国に関する水際措置

(1) 事前のPCR検査

イスラエル渡航に向けた滞在地出発前の PCR 検査又は抗原検査の受検及び英文陰性証明書の取得義務は廃止されました。

(保健省プレスリリース、英語)

<https://www.gov.il/en/departments/news/16052022-01>

(2) 滞在地出発前 10 日以内の入国用フォーム (Entry Statement) 記入

【変更】10月9日以降にイスラエルに(再)入国する方(イスラエル人及び外国人双方)について、イスラエル入国用フォーム提出(Entry Statement、滞在地出発前10日以内にウェブ上で入力するもの。)及び返信されてくる確認書(コンファメーション)の取得を不要としました。

(3) 新型コロナウイルスの治療のための補償付き保険契約

保健省ウェブサイトの International Travel にはイスラエル入国のための保険契約の詳細は記述されておらず、同サイトに貼られているリンク先の住民移民局 (Population and Immigration Authority website) ウェブサイトによれば、イスラエル政府は、新型コロナウイルスの治療費をカバーする保険に加入する必要があるとしています(ただし、治療費の金額や下限等の説明は記載されていません)。

(Population and Immigration Authority website)

https://www.gov.il/en/departments/news/border_closing_coronavirus_14062020

3 イスラエル出国に関する水際措置

(1) 事前の検査

イスラエル出国時に PCR 検査は義務づけられていませんが、渡航先国の入国管理上、同検査の陰性証明の携行・提示義務が課せられているケースがあります。渡航先国において、入国の何日前までの受検が必要かは、渡航先国によって異なりますので、渡航先国の関係機関ウェブサイト等で確認してください。

なお、日本へ帰国する場合、有効な新型コロナウイルス・ワクチン3回接種証明書又は PCR 検査による陰性証明書を用意する必要があります。

PCR 検査証明書には厚生労働省が定める検体、検査方法、検査時間の記載を満たす必要があります。記載項目や検査証明の内容に不備がある場合には、航空便(乗継便)への搭乗が拒否されますので、必ず下記 URL 内「1(2)日本へ入国する場合」に記載された医療機関で検査を受けてください。

(当館作成、イスラエル国内における PCR 検査(出入国関連)について)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100202820.pdf>

(保健省ホームページ Hospitals Providing Private COVID-19 Testing)

<https://www.gov.il/en/Departments/DynamicCollectors/private-covid-test?skip=0>

(厚生労働省ホームページ：出国前検査証明書)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

(2) 出国のための許可申請等

出国時に特段の手続きは求められていません。

4 陸路での出入国

陸路でヨルダン及びエジプト（シナイ半島）へ渡航予定の方は、以下のサイトを御確認ください。

(Israel Airports Authority ホームページ Land Boarders)

<https://www.iaa.gov.il/en/airports/ben-gurion/notifications-and-updates-during-covid-19/>

5 イスラエル（再）入国後

(1) 空港等到着時

イスラエル入国時（ベン・グリオン国際空港、陸路及び海路）の PCR 検査受検義務は撤廃されました。

(保健省プレスリリース、英語)

<https://www.gov.il/en/departments/news/16052022-01>

【追加】なお、ベン・グリオン国際空港到着時（預け荷物受け取り後）に、希望者は PCR 検査を無料で受検することができます。

(保健省 International Travel)

<https://corona.health.gov.il/en/abroad/>

(2) 入国後の隔離

入国後の自主隔離は不要となりました。

(保健省ホームページ Mandatory Isolation)

<https://corona.health.gov.il/en/abroad/isolation/>

6 イスラエル国内での証明書の取得

(1) イスラエル国内において新型コロナウイルス・ワクチンを接種した方や新型コロナウイルス感染から回復した方は、以下の申請サイトから PDF ファイルの形で証明書 (COVID Certificate) を入手できます。不具合で操作できない場合には、時間をおいて繰り返し試みてください。

(新型コロナウイルス証明書申請サイト)

<https://corona.health.gov.il/en/green-pass/>

(2) 2回目又は3回目の同ワクチン接種から10日以上経過しているにもかかわらず、上掲の申請サイトから入手できない場合には、以下の方法で保健省に

直接電話し、申請することができます。

ア *5400（保健省）へ電話（ただし、繋がりにくい場合あり。）。

イ ヘブライ語のメッセージが流れるので、途中で「1（新型コロナウイルス関連）」を押す。

ウ 言語選択のメッセージが流れるので、英語のアナウンスが流れる「3」を押すと、英語を話すオペレーターが対応します。

エ 「新型コロナウイルス・ワクチン接種完了証明」の有効期限延長ができない（取得できない）旨を伝え、先方の質問に答える形で、ID番号（又は旅券番号）、生年月日、携帯電話番号、2回の同ワクチン接種日、接種場所（〇〇病院など）等を伝えます。

オ 先方に伝えたEメールアドレスあてに「同証明書」が送付されてきます。

【参考情報】

ア イスラエル保健省：新型コロナウイルス情報センター（英語）

<https://corona.health.gov.il/en/>

イ 新型コロナウイルスについて当館から発出したこれまでの情報提供

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

ウ 駐日イスラエル大使館ホームページ、日本語

<https://embassies.gov.il/tokyo/ConsularServices/Pages/consular-services.aspx>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されます。

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール：ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館ホームページ：

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメール配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きしてください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>